



# リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所  
 弁護士 高島 浩  
 (兵庫県弁護士会所属)



## 第112回 「同一労働同一賃金」をめぐる新しい最高裁判決

1 今月13日と15日に、同一労働同一賃金に関する最高裁判決が出ました（一覧表の★印）。社会的にも関心の高いテーマであり、二審判決が出たときと同様に大きく報道されています。一昨年の最高裁判決と合わせ結論のみ表にしておりますのでご確認ください。

2 同一労働同一賃金は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を求めるものです。

例えば、通勤手当は通勤に伴う実費を支給するものである以上、労働者に対して正規・非正規を問わず支給されるべきという考え方は理解しやすいと思います。

それでは、賞与や退職金についてはどうでしょうか。13日の判決は、これらは賃金の後払いという性質を有するものの、正規職員としての職務を遂行し得る人材の確保や定着を図る目的から支給されている側面もあり、正規職員とアルバイト職員の具体的な業務の内容等の相違に鑑みれば、賞与や退職金の支給の有無という労働条件の相違は不合理とまではいえないと判断しました。

3 あくまで個別事例に対する判断ですので、最高裁が今回の事例では待遇差に合理性があると判断した賃金等であっても、御社の場合に必ずしも同じ結論が当てはまるとは限りません。

労基法の改正により賃金の消滅時効は2年から当面の間3年に延長されておりますので、もし過去に遡って支払を命じられる事態となれば大きな負担となります。今一度、自社の賃金体系（待遇差）が職務の内容等に照らして合理的かどうかご確認いただければと思います。

	一審	二審	最高裁
<b>長澤運輸 vs 定年後再雇用職員</b>			
歩合給	○	×	×
職務給	○	×	×
住宅手当	○	×	×
家族手当	○	×	×
役付手当	○	×	×
精勤手当	○	×	○
超勤手当	○	×	○
賞与	○	×	×
<b>ハマキョウレックス vs 契約社員</b>			
住宅手当	×	×	×
皆勤手当	×	×	○
無事故手当	×	○	○
作業手当	×	○	○
給食手当	×	○	○
通勤手当	○	○	○
<b>★ 大阪医科薬科大 vs アルバイト職員</b>			
賞与	×	○	×
病欠中賃金	×	○	×
<b>★ 東京メトロ子会社 vs 契約社員</b>			
退職金	×	○	×
<b>★ 日本郵便 vs 契約社員</b>			
扶養手当	東京○ 大阪○ 佐賀-	東京○ 大阪○ 福岡-	○
病氣有給休暇	東京○ 大阪- 佐賀-	東京○ 大阪△ 福岡-	○
夏期冬期休暇	東京○ 大阪- 佐賀×	東京○ 大阪△ 福岡○	○
年末年始勤務手当	東京○ 大阪○ 佐賀-	東京○ 大阪△ 福岡-	○

○：職員の請求を一部でも認容（格差不合理）  
 ×：職員の請求を棄却（格差不合理ではない）  
 △：勤続5年超の職員の請求を認容  
 -：判断せず